

○射水市障害者(児)日中一時支援事業実施要綱

平成18年9月29日

告示第156号

改正 平成19年7月1日告示第148号

平成21年8月31日告示第133号

平成22年3月9日告示第28号

平成25年3月1日告示第27号

平成26年3月25日告示第46号

平成27年3月20日告示第39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第3項の規定に基づき、日中において一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の活動の場を確保することにより、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、射水市障害者(児)日中一時支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第4条第1項に規定する者をいう。
- (2) 障害児 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児である者をいう。
- (3) 低所得者 障害者又は障害児の保護者(以下「支給決定障害者等」という。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(障害者にあつては、その配偶者に限る。)について事業の利用のあつた月の属する年度(事業の利用のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、射水市とする。

(利用対象者)

第4条 この事業の利用対象者は、日中において、一時的に見守り等の支援が必要と認められる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住する障害者であって、法第21条第1項の規定により障害支援区分が区分2以上であると認定されたもの
- (2) 市内に居住する障害児であって、法第21条第1項の規定により障害支援区分が区分1以上であると認定されたもの
- (3) 市外に居住する障害者であって、法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち施設入所支援又は共同生活援助について射水市から支給決定を受け、かつ、法第21条第1項の規定により障害支援区分が区分2以上であると認定されたもの

(事業の内容)

第5条 利用対象者は、あらかじめ市長が指定する事業者(以下「事業者」という。)から、日中の見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他適切な支援(以下「日中一事支援」という。)を受けることができる。

(施設の基準)

第6条 事業者は、次の各号に掲げる基準を満たす施設において日中一時支援を実施するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)に規定する基準を満たす指定生活介護若しくは指定短期入所の事業所若しくは生活介護若しくは短期入所に係る基準該当事業所又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)に規定する基準を満たす指定障害児通所支援事業所であること。
- (2) 次に掲げる基準により支援員を置くこと。
 - ア 利用者の数が15人まで 2人以上
 - イ 利用者の数が15人を超えるとき 2人に、利用者の数が15を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た人数以上
- (3) 利用者1人当たり3平方メートル以上の場所を確保できること。

(利用の申請、決定等)

第7条 この事業を利用しようとする者は、障害者地域生活支援事業利用申請書(様式第1号)を射水市社会福祉事務所長(以下「社会福祉事務所長」という。)に提出しなければならない

い。

- 2 社会福祉事務所長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその申請に係る利用の適否を決定し、適当と認められる場合は、申請者に障害者地域生活支援事業利用決定(変更)通知書(様式第2号)により通知し、障害者地域生活支援事業受給者証(様式第3号)を交付するものとする。
- 3 社会福祉事務所長は、前項の規定による決定を受けた者が、第4条の規定に該当しなくなったと認めるときは、障害者地域生活支援事業利用停止通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(利用の方法)

第8条 利用者は、障害者地域生活支援事業受給者証を事業者に提示し、あらかじめ作成したサービス利用計画に基づき、この事業を利用するものとする。ただし、1月あたりに利用できる回数は、原則として20回までとする。

(費用の支給等)

第9条 社会福祉事務所長は、利用者が当該利用決定に基づく日中一時支援を受けたときは、別表に定める基準により、1単位の単価を10円として算定した費用の額の100分の90に相当する額を支給するものとする。ただし、低所得者又は利用者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合には、100分の100に相当する額を支給する。

- 2 前項の場合において、利用者があらかじめ前項の規定による費用の支給について代理受領を申し出ている場合は、当該利用者に支給すべき額の限度において、利用者に代わり当該事業者を支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、利用者に対し第1項の規定による費用の支給があったものとみなす。
- 4 材料費等の実費は、事業を利用する障害者又は障害児の保護者の負担とする。

(事業者の登録)

第10条 事業者の登録は、日中一時支援を行う事業所ごとに行うものとする。

(事業者の登録申請)

第11条 前条の規定に基づき事業者の登録を受けようとする者(以下「事業登録申請者」という。)は、別に定める申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地

- (2) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- (3) 事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
- (4) 運営規程
- (5) 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (6) 従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (7) その他登録に関し市長が必要と認める事項

(登録の通知)

第12条 市長は、前条の申請を適当と認めたときは事業者の登録を行い、その旨を事業登録申請者に書面により通知するものとする。

2 市長は、前条の申請を適当と認めないときは、その理由を示して、その旨を事業登録申請者に通知しなければならない。

(変更等の届出)

第13条 事業者の登録を受けた者は、登録事項を変更したとき、及び当該事業を廃止又は休止するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(報告等)

第14条 市長は、第9条の規定による費用の支給に関して必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の質問又は検査を行う場合においては、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(登録の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者に係る登録を取り消すことができる。

- (1) 第9条の規定による費用の請求に関し不正があったとき。
- (2) 事業者が第6条に規定する職員の配置その他の基準を満たすことができなくなったとき。
- (3) 事業者が、前条の規定による質問若しくは検査に応じず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 登録事業者が、不正の手段により第10条に規定する登録を受けたとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この事業の利用のために必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成19年7月1日告示第148号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成21年8月31日告示第133号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年3月9日告示第28号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月1日告示第27号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日告示第46号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日告示第39号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

1 障害児の場合

障害支援区分	区分1	区分2	区分3
利用時間			
8時間以上	492単位	595単位	758単位
6時間以上8時間未満	369単位	446単位	568単位
4時間以上6時間未満	246単位	297単位	379単位
4時間未満	123単位	148単位	189単位

2 障害者の場合

障害支援区分	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
利用時間					
8時間以上	492単位	563単位	626単位	758単位	892単位
6時間以上8時間未満	369単位	422単位	469単位	568単位	669単位

4時間以上6時間未満	246単位	281単位	313単位	379単位	446単位
4時間未満	123単位	140単位	156単位	189単位	223単位

年 月 日

障害者地域生活支援事業利用申請書

射水市社会福祉事務所長

申請者 住 所
氏 名 ⑩
連絡先
利用者との続柄

障害者地域生活支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。

利用者	氏 名				生年月日	年 月 日 (歳)	
	住 所	電話番号					
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者 保健福祉手 帳 番 号		特定疾患 医療受給 者証番号	
障害支援区分	非該当 該当(区分 1 2 3 4 5 6) 申請中						
障害福祉サービス 等の利用状況							
申請する支援 の種類・内容	<input type="checkbox"/> 地域活動 支援センター	<input type="checkbox"/> 移動支援事業			<input type="checkbox"/> 日中一 時支援 事業	<input type="checkbox"/> 訪問入浴 サービス 事業	<input type="checkbox"/> 生活サポート 事業
		<input type="checkbox"/> 個別型	<input type="checkbox"/> グループ 型	<input type="checkbox"/> 車 両 移送型			
利用希望 回数・時間							
利用希望 事業者名							
利用を希望 する理由							
代理受領	障害者地域生活支援事業に係る費用の支給については、利用事業所が私に代わって受領することに同意します。 氏名 _____ ⑩						
税 照 会	障害者地域生活支援事業に係る支給決定の際に必要な税情報を貴職が関係機関に照会、連絡することに同意します。 氏名 _____ ⑩						

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

障害者地域生活支援事業利用決定(変更)通知書

様


射水市社会福祉事務所長 印

障害者地域生活支援事業の利用については、下記のとおり決定したので通知します。

記

受給者番号			
利用者氏名		生年月日	
住所			
保護者氏名 (児童の場合)		続柄	
支援の種類	支援の内容	利用事業者名 (代理受領事業者名)	
<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター			
<input type="checkbox"/> 移動支援事業			
<input type="checkbox"/> 日中一時支援事業			
<input type="checkbox"/> 訪問入浴サービス事業			
<input type="checkbox"/> 生活サポート事業			
特記事項			

様式第3号(第7条関係)

障害者地域生活支援事業受給者証		支 援 の 内 容
受給者番号		
居 住 地		
利用者氏名		
生 年 月 日	年 月 日	
保護者氏名		<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 障害者地域生活支援事業を利用される時は、この証を事業者に提示してください。</p> <p>2 記載事項に変更があったときは、この証を添えて、市役所に届け出てください。</p> <p>3 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て再交付を受けてください。</p> <p>4 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。</p>
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">射水市社会福祉事務所長 </p>		

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

障害者地域生活支援事業利用停止通知書

様

射水市社会福祉事務所長 印

先に利用決定した障害者地域生活支援事業の利用について、次のとおり停止するので通知します。

記

対 象 者 氏 名	
支 援 の 内 容	
停 止 期 日	
停 止 の 理 由	

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)